

写

教委保第 1292 号
令和 2 年 10 月 28 日

県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の留意点（児童生徒等の出席停止等の扱い）について（通知）

このことについては、教委保第 532 号（令和 2 年 6 月 5 日付）で通知したところですが、これからインフルエンザの流行期を迎え、風邪症状を訴える児童生徒が増えることも予想されるため、発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等の出席停止等の扱いについて、改めて通知します。

出席停止等の扱いについては、下記の通り、従前の扱いと変更はありませんので、各学校におかれては、引き続き適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

《児童生徒等の出席停止等の扱い》

- ・児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられる場合は、出席停止等とすること。
- ・児童生徒等の家族に感染の疑いがある（＝家族が濃厚接触者に特定、もしくは、家族が PCR 検査を受ける）場合は、以下の事項について留意するよう、児童生徒等に指導するとともに、保護者等に対して周知し、家庭等において徹底してもらうよう理解と協力を求めること。
 - ア 症状のない他の家族も通学、買い物など、できるだけ外出を控え、児童生徒等については登校しないこと。なお、この場合は当該家族の PCR 検査結果が判明するまでの間出席停止等の扱いとすること。
 - イ 自宅で部屋を分けること。また、行動の動線を分け、手すりやドアノブなど手の触れる部分について消毒を行うこと。
- ・児童生徒等が感染への不安から欠席した場合は、原則、出席停止等の扱いとしないこと。
なお、感染経路不明の感染者が増えるなど、今後、県内の感染状況に変化が生じた場合は、改めて通知する。

《担当》

保健体育課 ([Tel:0952-25-7234](tel:0952-25-7234))

学校教育課 ([Tel:0952-25-7227](tel:0952-25-7227))